

## 不当な取引行為の指定

平成17年4月1日  
告示第459号の6  
改正 平成22年3月30日  
告示第354号  
改正 平成27年3月31日  
告示第257号  
改正 平成31年3月29日  
告示第334号  
改正 令和3年4月1日  
告示第423号の8  
改正 令和6年3月26日  
告示第248号

消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、不当な取引行為を次のように指定する。

なお、昭和61年兵庫県告示第1203号（不当な取引方法の指定）は、廃止する。

（勧誘に関する不当な取引行為）

1 条例第11条第1項第1号の規定に該当する不当な取引行為は次に掲げるものとする。

（1）（販売の意図を隠した勧誘）

商品の販売若しくは役務の提供（以下「商品の販売等」という。）の目的を明らかにせず、又は商品の販売等以外のことを主要な目的であるかのように告げて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（2）（重要事項について不実を告げる勧誘）

商品又は役務（以下「商品等」という。）の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項（以下「商品等に関する重要事項」という。）について、事実と異なる情報又は消費者を誤認させるような情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（3）（重要事項を告げないで行う勧誘）

商品等に関する重要事項であって、事業者が保有し、又は保有しうる情報を消費者に提供しないで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（4）（断定的判断の提供による勧誘）

商品の販売等に際して、商品等による効能効果その他将来における変動が不確実な事項について、確実であると誤認させるような断定的判断を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（5）（優良・有利誤認を招く勧誘）

商品等の品質、内容、取引条件等が、実際のもの又は他の事業者により提供されるものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような仕方で情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（6）（法令等による義務であると誤認させる勧誘）

商品等が法令等により購入、設置、利用等を義務付けられたものであるかのように誤認させるような仕方で情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（7）（公的機関の職員等と誤認させる勧誘）

自らを官公署、公共的団体の職員等と誤認させるような仕方で情報を提供して契約の締結を勧

- 誘し、又は契約を締結させること。
- (8) (公的機関の委託を受けている等と誤認させる勧誘)  
官公署、公共的団体の委託を受け、又は許可、認可、後援等を得ていると誤認させるような仕方で情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (9) (事業者名等の不明示・偽装による勧誘)  
商品の販売等の際して、事業者の氏名、名称、住所等事業者を特定する情報を明らかにせず、若しくは偽って、又は他の事業者であると誤認させるような仕方で情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (10) (迷惑を覚えさせる仕方による勧誘)  
消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は執拗に長時間若しくは反復して電話若しくはは訪問する等迷惑を覚えさせる仕方で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (11) (威圧的な言動による勧誘)  
消費者を威圧するような言動を用いて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (12) (心理的不安に乗じる勧誘)  
消費者又はその親族の健康、財産、将来等の不安をことさらにあおり、消費者を心理的に不安な状態に陥らせて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (13) (判断力の不足に乗じる勧誘)  
年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (14) (知識・経験・財産・収入等の状況に適合しない勧誘)  
消費者の知識、経験、財産、収入等の状況に照らして不相当と認められる契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (15) (虚偽の記載をそそのかす勧誘)  
消費者の年齢、職業、収入等契約を締結するうえで重要な事項又は契約の締結に至る経過等について、虚偽の記載をすることをそそのかして契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (16) (心理的負担に乗じる勧誘)  
商品の販売等を行う目的で、恋愛感情その他の好意の感情を利用し若しくは親切さを感じさせ、又は無償若しくは著しい廉価で他の商品の販売等を行い、これにより生ずる消費者の心理的負担を利用して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (17) (路上等における強引な勧誘)  
路上その他公共の場所において、消費者の進路に立ちふさがり又はつきまとして契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (18) (拒絶後の勧誘)  
消費者が契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、なおも契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (19) (電気通信手段を利用した不当な勧誘)  
消費者の承諾を得ないで、電気通信手段により一方的に広告等を送信して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (20) (過去の取引の情報を悪用した勧誘)  
商品の販売等に関し、消費者が過去にかかわった取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げて、又は現在被っている不利益が拡大することや新たな不利益を被ることを防止するかのように告げて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (21) (資金調達を強要する勧誘)  
消費者からの要請がないにもかかわらず、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受け、ることを執拗に勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

- (22) (正常な判断ができない状態に陥らせて行う勧誘)  
主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で提供して、購売意欲をあおり、消費者を正常な判断ができない状態に陥らせて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (23) (不退去による勧誘)  
消費者が住居又は業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、退去しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (24) (勧誘場所から退去させないで行う勧誘)  
消費者が勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (25) (次々販売による勧誘)  
消費者からの要請がないにもかかわらず、消費者に反復継続して執拗に他の商品等の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (26) (抱き合わせ販売による勧誘)  
消費者に対し、商品等の供給に併せて他の商品等を自己又は自己の指定する事業者から購入するよう強制して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (27) (商品等の一方的な供給による勧誘)  
消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、消費者に商品等の供給を行い、実施前の原状の回復を著しく困難にしたうえで、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (28) (事業活動の損失補償請求による勧誘)  
消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、商品等の契約の締結を目指して自ら実施した事業活動の実施により生じた損失の補償を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (29) (重要事項について誤認を招く表示による勧誘)  
自己又は提携する者が提供する商品等について無償又は著しい廉価であることを強調する一方、正確な取引内容を把握するのが困難となるような表示を行うことにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(契約内容に関する不当な取引行為)

2 条例第11条第1項第2号の規定に該当する不当な取引行為は次に掲げるものとする。

- (1) (消費者の利益を一方的に害する契約)  
法令の規定が適用される場合に比べて、消費者の権利を制限し、又は義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の条項を定めた契約を締結させること。
- (2) (不当な違約金等を定める契約)  
契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めについて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させること。
- (3) (解約等を不当に制限する契約)  
消費者が契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限する内容の契約を締結させること。
- (4) (合意した内容と異なる契約)  
消費者が購入の意思を示した主たる商品等とは異なるものを契約書等に記載し、消費者に不当な不利益をもたらす内容の契約を締結させること。
- (5) (不当な過量販売・長期契約)  
不当に過大な量の商品の販売等又は不当に長期にわたる商品の販売等を内容とする契約を締結させること。

(6) (不当な管轄裁判所を定める契約)

当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を設けた契約を締結させること。

(7) (返済不能に陥ることが明らかな者との契約)

商品等の購入に伴って受ける信用が消費者の返済能力を超えているにもかかわらず、そのような信用の供与を伴った契約を締結させること。

(8) (不当な免責条項を定める契約)

事業者の債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵による損害賠償責任を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵に係る補修責任を一方的に免責させる条項を定めた契約を締結させること。

(9) (カード等の不正使用の責任を消費者に負わせる契約)

商品等を購入する際の資格を証するクレジットカード、会員証、パスワード等が第三者によって、不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させること。

(10) (名義借用契約)

消費者に名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させることとなる内容の契約を締結させること。

(11) (免責の範囲が不明確な条項を定める契約)

事業者の債務不履行又は債務履行に伴う不法行為により生じた損害賠償責任について、事業者の軽過失による行為にのみ適用されることが明確に記載されていない免責条項を定めた契約を締結させること。

(債務の履行に関する不当な取引行為)

3 条例第11条第1項第3号の規定に該当する不当な取引行為は次に掲げるものとする。

(1) (欺瞞・威迫・困惑等させる仕方による債務履行の強要)

消費者、その保証人、その他法律上支払い義務のある者(以下「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は早朝若しくは深夜に、又は執拗に長時間若しくは反復して電話をかけ若しくは訪問する等迷惑を覚えさせる仕方によって債務の履行を迫ること。

(2) (金銭調達を強制した債務履行の強要)

消費者等を欺き、威迫し、困惑させる等によって、消費者に金銭を調達することをみだりに要求して債務の履行を迫ること。

(3) (心理的圧迫を与えての債務履行の強要)

正当な理由なく、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関、消費者等の関係人等に知らせ、若しくはインターネット等を用いて情報を流布すると告げ、又はこれらの行為を実行することにより、心理的圧迫を与え、債務の履行を迫ること。

(4) (契約成立の一方的主張による債務履行の強要)

消費者等に対し、契約の成立を一方的に主張して、債務の履行を迫ること。

(5) (支払い義務のない者への債務履行の強要)

消費者等の関係人に対し、正当な理由なく電話をかけ、又は訪問する等によって、法律上支払い義務のない者に債務の履行への協力を迫ること。

(6) (事業者名等を明らかにしないでする債務履行の強要)

事業者の氏名、名称、住所等を明らかにせず、又は偽って、消費者等に対し、債務の履行を迫ること。

(7) (債務の履行拒否・履行遅延)

履行期限が過ぎているにもかかわらず、契約に基づく債務の完全な履行をせず、又は消費者からの履行の督促に対して適切な対応をしないこと。

(8) (取引条件の一方的変更・一方的な履行の中止)

継続的に商品等を提供する契約に関して、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者に対する債務の履行を一方的に中止すること。

(9) (閲覧・開示等の拒否)

契約又は法令の規定等により消費者に認められている財務書類の閲覧権、事実又は情報の開示を請求できる権利等の行使を拒否し、閲覧、開示等を拒むこと。

(契約解除に際しての不当な取引行為)

4 条例第11条第1項第4号の規定に該当する不当な取引行為は次に掲げるものとする。

(1) (クーリング・オフ拒否、黙殺等による契約解除等の妨害)

消費者がクーリング・オフを行使する際に、拒否、黙殺し、若しくは威迫し、又は術策、甘言等を用いて、契約の成立又は存続を強要すること。

(2) (クーリング・オフについて不実を告げる契約解除等の妨害)

消費者がクーリング・オフを行使する際に、その適法な行使方法を質問したにも関わらず、事実と異なる情報又は消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の成立又は存続を強要すること。

(3) (口頭のクーリング・オフへの不適切な対応による契約の解除等の妨害)

消費者がクーリング・オフを行使する際に、口頭によるクーリング・オフの意思表示に対し書面又は電磁的記録によるべきことを告げないで、又は口頭によるクーリング・オフの行使を認めておきながら、後に書面又は電磁的記録によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要すること。

(4) (クーリング・オフに伴う不当な支払いの要求)

消費者がクーリング・オフを行使する際に、手数料、送料、役務の対価等法律上根拠のない要求をすること。

(5) (商品の使用を誘導することによる契約解除等の妨害)

消費者がクーリング・オフを行使する際に、事業者が商品の使用若しくは役務の利用をさせたにもかかわらず、その使用若しくは利用を理由として、契約の成立又は存続を強要すること。

(6) (継続的供給契約の中途解約拒否)

継続的に商品等を供給する契約を締結した場合に、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金、損害賠償等を要求し、又は威迫する等して、契約の存続を強要すること。

(7) (その他の解約等の拒否)

前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫する等して契約の成立又は存続を強要すること。

(8) (契約の解除等に伴う原状回復義務等の拒否・遅延)

消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、返還義務、現状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否又は遅延すること。

(与信行為に関する不当な取引行為)

5 条例第11条第1項第5号の規定に該当する不当な取引行為は次に掲げるものとする。

(1) (不当な取引行為を用いた契約と知っての与信契約)

販売業者等(商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下同じ。)の行為が、1(勧誘に関する不当な取引行為)及び2(契約内容に関する不当な取引行為)に規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店

契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知ることができたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

(2) (重要事項の不告知による与信契約)

立替払、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務に関する重要な情報を提供せず、又は誤信させるような表現を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

(3) (返済不能になることが明らかな者との与信契約)

与信が消費者の返済能力を超えることが明らかであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

(4) (抗弁権接続による支払拒絶に対する不当な妨害)

与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって、消費者が正当な根拠に基づき支払請求を拒否できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話をかけ、若しくは訪問し、又は消費者に不利益となる情報を信用情報機関に通知する等の仕方、消費者若しくはその関係人に債務の履行を迫ること。

前 文 (抄) (平成22年3月30日告示第354号)

平成22年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成27年3月31日告示第257号)

平成27年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成31年3月29日告示第334号)

平成31年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (令和3年4月1日告示第423号の8)

令和3年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (令和6年3月26日告示第248号)

令和6年3月26日から施行する。